
開会宣告

議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長(波岡玄智君) 日程第 1 会議録署名議員は、休会前同様であります。

日程第 2 議案第 23 号 平成 23 年度浜中町一般会計予算

議長(波岡玄智君) 日程第 2 議案第 23 号の補足説明を続けます。
税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) (議案第 23 号 補足説明あるも省略)

議長(波岡玄智君) この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 59 分)

(再開 午後 1 時 00 分)

議長(波岡玄智君) 憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 23 号の補足説明を続けます。

税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) (議案第 23 号 補足説明あるも省略)

議長(波岡玄智君) これから、議案第 23 号の質疑を行います。

質疑の都合上、歳出 36 ページ第 1 款より順次行います。

第 1 款議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 次に、第 2 款総務費の質疑を行います。

2 番落合議員。

2番(落合俊雄君) それでは2点お尋ねをさせていただきます。

1点目47ページでございます。その他、一般行政に要する経費の委託料18万9,000円を初めとして、工事請負費100万円、その下の原材料費20万円の、このかわりでございます。ここには、旧軌道保線詰所となっておりますが、場所を私はよく存じています。私の近所ですから、ただ、これを改修するというこういう予算ですが、もう少し詳細について経緯も含めて、ご説明をいただきたいと思います。まず、そこからお願いいたします。

それからもう1点です。77ページ戸籍住民登録事務に要する経費、使用料及び賃借料パソコン等借上料762万9,000円であります。これは戸籍の電子化ということでこの借上料は予算化されております。一体これは借上料ですから、これは単年度で済むものか、どうなのか。多分単年度だと、数年度に渡ってこれは計上しなきゃいけないものだというふうに思いますので、戸籍の電子化でいったい、どの程度の事業に総事業費はどのくらいかかるのかと、こういうことについて御説明をお願いしたいと。以上2点です。よろしく申し上げます。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課(上田幸作君) まず1点目の47ページ、旧軌道保線詰所看板作成委託料18万9,000円、その下の工事請負費旧軌道保線詰所補修工事100万円の予算計上の経緯についてというご質問でございます。皆さん御承知のとおり旧軌道につきましては、開拓の時代に茶内駅を起点としまして、厚岸町、若松、それから秩父内から分岐して下茶内に至る円朱別線等が敷設されて、当時の交通の要所を示したわけですが、その軌道保線の詰所が今現在、ブロック造りの詰所をそのまま、一時生活していた場所でもありますけれども、それがちょっと朽ちたような状態で残っております。

ただ、この歴史的な経緯を考えまして、それをある程度見られるような形で保存しまして、昔のそういう時代に、こういうものがあったという事を未来まで皆さんにお伝えしていこうという事で、最初の18万9,000円につきましては、その経緯歴史等を示す看板を作ろうというものでございます。

それと工事請負費につきましては、見積もってもらったところ総体で300万円以上、外装、窓、屋根とかという補修を見積もっていただきました。その結果300万円以上かかる見込みでございますけれども、今回この100万円を予算計上させてもらったのは3年くらいの計画で保存して、将来に保存して行けるような形で一部補修していこう

という観点で、今回予算計上させていただきたいところでございます。以上です。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 77ページの戸籍の電子化にかかわる借上料について御質問がありましたので、お答えをしていきたいと思えます。

まず、単年度ですかという事については複数年でございます。昨年の町政執行方針でもお話をしておりますけれども、この戸籍の電子化については、昨年から事業をスタートさせていただいております。今年も執行方針の中で述べておりますけれども、本年の7月5日稼働、11日から証明を出せるように今、手続を進めている最中でございます。

それで、総事業費の関係ですけれども、この使用料及び賃借料にかかわる部分の総事業費については、5年間のオールリース契約という事で、長期継続契約を結んで執行したいというふうに考えております。事業費については、総額で5,340万円。これについて、利率リース料ということで1.835%で計算しておりますが、若干、このように安くなる可能性もあるということで、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 1点目について再質問します。今の課長のお答えですと3年程度を掛けてと。本当にやるんですか。あえてこの経過の中で、これが使用されなくなつてから、約40年という期間が過ぎております。そういう中で、改めてこれを保存しようということに今、何らかの事があって、そういう判断をされたのだらうとは思いますが、40年という年月は多少長いのではないのかなと思えますし、もう少し以前にそういう判断があった方がより良かったのかなと思えます。

一部、これにかかわって茶内のふるさと広場でしたか、あそこも昔その線路の上を走っていた車両が保存されていると。保存しているというか、放置しているに近いのですが、これは私の感覚ですが保存というものに対する考え方を、もう少しきちんと指針を作っていただければと思えます。補正の中で保存しているのか、放置しているのかというのは、ちょっと極端なお話をさせていただきましたが、保存と放置は違いますので、保存をするという事のきちんとしたお考えがあるのであれば、今後3年以上かけて、例えば保全と詰所に手を掛けると。あの中は相当酷いものでありまして、私も数年ぶりで、あの現場を見させていただきました。記憶の中で、何十年か前の記憶が甦りましたけれども、あれをどの程度補修するかというのは、私もちょっと首を捻るそういう状況であります。本当に、これから3年かけてやるのであれば、しっかりした保存に努めるとい

う、そういうものをお示しをいただきたいと思います。

今後、ふるさと広場にあるその車両についても同様にどう考えるのか。もう恐らく移動もできないでしょうし、あれはあのまま置くという事しか無いのかも知れませんが、この辺について、しっかりしたお考えがあれば再度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、戸籍に関してであります。総事業費は5,300万円程ということであり、ます。電子化そのものについては、特に何も言う事はございませんが、このリースという事で事業を、確かに昨年の執行方針の中で電子化を進めるというお話はありました。

ただし、この全体の費用がどの程度掛かるのかとか、それはどのようにするのかという、そういう説明はこれまでも無かったような記憶が私だけかも知れませんが、果たしてこういう総事業費がいくら掛かるというような説明をされた経緯は、私の記憶には無いのですが、これまでされたでしょうか。まず確認させてください。以上すみませんがお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 茶内の簡易軌道の歴史的にも40年以上済んでいるというお話の中で、もう少し早くというお話もありましたし、これからどんな形で保存に努めていくのかというお話、それからそういったものの基準というのがあればというお話でございます。その基準という部分に関しますと、特別明示したもの等はございませんけれども、やはり、先人の皆さんの歴史といいますが、そういったものは現在、お話にもありました、茶内のふるさと広場の軌道車というのですか、その保存設置している場所にも看板を設置しまして、その入植当時の交通の体系等につきまして、看板でお知らせをしているといいますが、保存しようということで看板設置しております。

それから茶内自治会さんの御協力といいますが、そういったことでJRの茶内駅の中でも、写真・資料等を展示しております。普段は鍵を掛けて一般的には見られてはいないのですけれども、そういう形で茶内原野に入植した当時の、そういった過去の歴史先人のご苦労等を、この将来もきちんとした形で残していければなという事で、今回予算計上したものでございます。御承知のとおり、本当に林の中に鬱蒼としておりまして、昨年一部草刈り等をしまして、ちょっと見えるような状況にはなりましたが、今までは木で覆われていて、気をつけないと知っている人でなければ、分からないような状況にありましたが、それをきちんと見えるような形で、そういう説明看板、案内看板を設置したいというふうに考えておりますし、建物自体も、窓もなければ屋根もかな

り穴が開いているような状況ですし、当然40年以上経過しているという事で、塗装ですとか、そういう一切錆びているような状況になっておりますので、あのまま放置しておくのも危険がありますし、先ほど言ったような当時の歴史を後に伝えたいという思いもありまして、今考えているのは、3年位掛けてというお話ししておりますけれども、例えば、今年屋根をやるとか、それから壁をやるとかという形で危険のないような、それから周りの雑草に覆われておりますけれども、その辺も整地して、そんな広くは取れないのですけれども、車で立ち止まってその看板を見れるような形にしたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 再質問にお答えします。戸籍の電算化事業については、昨年度の執行方針がちょっと手元にないのですけれども、管内町村会が窓口となりまして、6町村の担当で構成する管内戸籍電子化連絡会議というものが設置されまして、この中で共同調達という形で取り組むことにした訳です。そういう内容を含めて、昨年度お話ししました。支払い事務については、5年のオールリース方式による長期継続契約という話も昨年度の執行方針の中ではしているはずで。

ただ今お尋ねのように、金額については説明しておりません。そういう場面は、支払い事務が今年度の7月稼働という事で、債務は7月から発生するという事ですので、本年度の予算に初めて計上させていただいた。こういう経過でございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 1点目でございます。この施設そのものは分かっていますので、これ以上の事は申し上げません。こういったものを今回保存するという話があった。他に町内にこれに類するようなものがあるのか、ないのか。もし、そういうようなお話があった時には、その辺はきちんと対応するという事になるのだらうと思いますが、現時点でこういう歴史的な資料と言われるようなものが、町内に他にどのようなものが、そういう認識は現在お持ちなのか。その辺お答えをいただきたいと思います。

それから、今の戸籍の関係であります。これは今課長お答えになったように、事業費総額というのは、確定してから予算に計上するという事ですのでありますから、初めて今回700数十万円を初めとする予算が計上された訳であります。

ただ、これは一般的に申し上げますと、この事業を始めるという時に、それにかかる費

用というのは、およそどの程度かというのは概算でも解らないものなのかなと。これを事前に、例え予算化は次年度以降になるかも知れませんが、これは何年程度を持って、どれくらいの総事業費リース料を含めて、こういう事業になるんだというような説明は結果的には無かった訳ですよ。そうすると、これだけの多額のものをリースだという形でもって突然に沸いてくる。リースならば、議会の議決は要らないのか。議会の承認は要らないのかと。物の購入であれば、議会の議決なり承認が必要だとなるけれども、この額は決して小さい訳じゃないんですよ。やはりこの物によって後払いである、だから後は、議会はこれを追認せざるを得ない。電子化の時に、電子化を推進するというそういう提案があった時に、議会が費用を否定しない限り、この事業は進む訳ですよ。進んでしまってから、こんな負担が実は来るんですというのは、今回知らされるという極端な言い方ですけども、そういうことにもなる訳ですね。

この辺では、例えばこういった処理の仕方をするかは、あろうかと思いますが、いずれにしても、こういう事業については予算事業費が想定されると。こういうものがある意味、一定の額を超えるものについては、議会に事前に説明を出来ないものだろうか。そうすると、簡単に戸籍の電子化が今度図られるんだよという理解は出来ても、事業費は幾ら掛かるんだと。解らないというそんな話にもなるわけです。それで始めてみたら、いやこれだけなっちゃうよと。やはりこれは確かに必要なことでありますから、これを止めるという話ではありませんが、こういう多額の要するにリースと言っていわゆる極端に言うと、債務に近い話になるうかと。感覚的には、間違いなく払い続けなきゃいけない訳ですから、完了するまでその辺の感覚というのがあったもので、こういうものがもし、今後ある場合は、事前に一定の額を超えるものについては、あらかじめ議会にご説明を頂けないかと。そういうお考えはないかという事で、お答えをいただければと。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課(上田幸作君) この他にも、そういう価値と言ったらいいのが遺産というような表現をしたらいいのか、そういう物がある認識があるのかという事でございます。

今、私どもで特別調査した訳でもありませんし、その他、教育的な価値のある物の所管と、それから遺跡ですとか、そういう物はありますけれども、特に認識的に持っているかという事ですけれども、基準も先ほど申したように、特に明示されたような基準はございませんが、例えば、農家で古くから入植のサイロなんかが残っている部分を保存

していく利用価値があるのかだとか、それから、戦争時代の今、防空壕等は恐らくもう無いと思いますけれども、海岸線の攻撃等に使いました、洞窟みたいなのがあったり、それから、アイヌの時代のチャシの跡地があったりという、その程度の認識はありますけれども、それを今後、どうするのかという、そういう部分まではちょっと考えておりませんけれども、何らかの形で、そういう保存していく価値が見いだせると思いますか、そういう事が出てきた時には、その都度、判断していかなければならないのかなというふうに感じております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 再々質問にお答えをします。一般的なお話をされました。一般的には確かにそのとおりでございます。

私どもは昨年、執行方針で5年のオールリースによる長期継続契約で、進めさせていただきたいという事で、金額をお話する機会は確かにございませんでした。その時点で聞いていただければ、大体このくらいの金額が掛かるよというお話は出来たと思います。

平成21年の年に臨時交付金という、大きなお金が浜中町にも来ました。他の厚岸町それから鶴居村については、そのお金を使って一気に翌年度の継続費を組んで、準備期間から、実際スタートするまでに2年間掛かりますので、継続費を持って一気に作業を終わらせた。

私も当時、町長にこの臨時交付金で一気にお願いできないかという話もしました。それで町長については、町内の公共施設の整備とか色々あるので、そちらの方に使いたい。戸籍の電子化については、間違いなく予算を付けるので、そういう中でやってくださいということでしたので長期継続契約を結ぶと。

私は、当時債務負担行為の設定も考えたんですよ。債務負担行為をする場合については、当然金額がなくても債務負担行為設定できますから、そういう事も考えたのですが、長期継続契約ができるということですから、それであれば長期継続契約の場合については、債務負担行為に設定はしなくてもいいと定めがありますので、そういう事で、今回7月から稼動する。年に合わせて予算を計上させていただいたという経過でございますので、改めて御理解をいただきたいと思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 7番成田議員。

7番(成田良雄君) それでは、3ページにわたって質問します。53ページ公の集会施設等維持管理に要する経費で、各施設備品購入でございます。今まで何回も議論は

ありましたけれども、いよいよ本年7月24日より地上デジタル化になります。そういう意味でテレビの購入かと思えますけれども、説明では20台購入という事でありませうけれども、これで全公共施設地デジ対応のテレビ購入になるのか。お答え願いたいと思えます。

また、それに関して総務省より、この地デジ移行に対して町においてどのように通達なり、どのように対策するべきか。どのような事を通達しているか答弁をお願いしたいと思えます。

2点目は、65ページと73ページになりますけれども、省エネ対策ということでちょっと聞きたいと思えますけれども、公用車購入費252万3,000円、その前に燃料費が450万2,000円と、そういう意味で省エネ対策という事で、この購入車は省エネ車を購入するのか、その点ちょっとお伺いしてお答え願いたいと思えます。

また、73ページの街灯これは町内会管理の街灯補助金だと思えますけれども、全町で何灯この補助金をされているのか。何灯に対して何灯なのかという事でございませう。

また省エネに対してでございますけれども、近年各町村において、省エネ灯とかLED灯に切替えておりますけれども、この切替えることによって、町内会また町の負担軽減に繋がると、このように思えますけれども、現在、そのLED灯は街灯において何灯整備されているのかお答え願いたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課(上田幸作君) まず、53ページの備品購入費の各施設備品購入の地デジのテレビ購入258万3,000円の内容でございますけれども、地デジテレビ20台、公の集会施設は古い既存のテレビの20台は入替をする予定でございますし、比較的新しいものにつきましては、チューナーといひませうか、それを6台程で対応しようというふうに考えております。

それで公の集会施設の地デジ化につきましては、全台対応することになります。それに関する総務省からの通達という事でございませうけれども、特別通達という、どんな内容なのか分かりませうけれども、7月地デジ化に合わせまして対応するために、機械、テレビの入替、チューナーの入替をするという事でございませうので、特別通達延びるだとか、そんなような通達的なものは認識してないです。

それから、65ページの公用車管理に要する経費、並びに公用車購入に要する経費の関係でございます。公用車購入に要する経費、備品購入費の252万3,000円につ

きましては、今まで購入した備荒資金組合等への償還金の部分でございますので、新たに購入するというものではございません。燃料費の関係でエコ車といいますが、それらの購入に何台くらいとか、予定だとかというお話でございますけれども、今年度につきましては、新車の購入の予定はございませんので、御了承いただきたいと思います。ハイブリッド車、エコ車ですか。この2・3年につきましては、普通の車でもエコ対策がなっております。我が町で、そのハイブリッドという尚かつ、エコ対策車となっておりますハイブリッド車につきましては、2台既に購入して稼働しております。

それから、73ページの街灯維持補修の関係ですけれども、何灯といいますが、各町内会で町の補助を使って設置しております、街灯に対しての電気料の維持補助ですけれども、ちょっと本数は手元に数字がないものですから、本数等につきましては、お答え出来ないのですけれども、その中でLED街灯どのくらいあるかということですが、今現在、LED街灯で街灯として設置している灯数はあります。いわゆるLEDというのはありませんけれども、一昨年でしたか榊町方面、それから琵琶瀬方面の道道に設置しました街灯につきましては、LEDでは無いのですが、エバーライトという、かなりエコ対策になっております街灯を設置しております。その時もLED化を検討したところでございますが、かなり単価がまだ高かった関係で、LEDには出来なかったのですけれども、かなりエコ基準を満たしている、エバーライトという街頭を設置しております。

それで当初、最初に申し上げました街灯維持で補修分の街灯数ですが、今ちょっと資料が届きましたので、全部で617灯に対する補助を行っております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 成田議員。

7番(成田良雄君) 今説明いただきましたけれども、まず、53ページの地デジの関係ですけれども、古いのを新しいのに切替えるのが20台と。最近購入したアナログ式のテレビがあるので、チューナーを簡易チューナー用いて6台という事の説明がありました。

また、総務省より通達は昨年、多分通達がありましたけれども本来以降になります。延期になるか今のところ情報はありませんけれども、やはり町として、きめ細かなそういうサポートをして行くべきとこのように思います。そういう意味で高齢者、障害者等へのやはりサポートというか受信説明会とか開催しましたけれども、少数しか参加していないと思います。そういう意味で、また町においても広報だより等に載せて、普及な

り検討していると思いますけれども、人に対して、やはりもっともっと受信説明会なりきめ細かなサポートをしていくべきと、このように思いますけれども、その点いかがでしょうか。

また、それに伴い、いよいよ本年ですので不法投棄ですね。不法投棄問題がやはり大きくあると思います。そういう意味でこの不法投棄対策、また悪質商法対策、どのようにこれを未然に防ぐ対策を講じているのか。その点もお願いしたいと思います。

また教育費の中でも、地デジのテレビの購入ありますけれども、学校においては文科省としては、42インチ以上のテレビを配置すべきと、このように言われております。それは教育用教材として整備をする意味で、替える時は42インチ以上のテレビを購入すべきとこのようにありますけれども、教育費の中にありますけれども、その点答弁できればしてもらいたいと思います。

また、公共施設では今回の東北関東大震災でも避難場所になりました。そういう意味で、情報を適切に提供する意味でも、しっかりとした地デジのテレビ、小さければ目の悪い人は見えないし、そういう意味でなるべく大きい型のテレビを購入すべきとこのように思います。その点しっかりと対応すべきと思いますけれども、その点御答弁をお願いいたします。

次に、公用車の件ですけれども、今、省エネ対策という事で、全国的に世界的にもやはり、そういう意味で対策をすべきと。25%削減とありますけれども、我が町にしても、それに取り組んで行くべきとこのように思います。そういう意味で、2台省エネエコカーを購入していると思いますけれども、随時やはり切替えていくべきと、このように思います。ある自治体では、軽自動車に切替えたとか。全部はそうはいかないですけれども、新しく切替える時は軽自動車の今は1リッター30km走るという軽自動車もあります。そういう意味でも、この用途にありますけれども、1人で公用車を運転する時には軽自動車でも結構だと思えます。そういう意味でどうか、その点も今後考えていってもらいたいと思います。

また、街灯の件ですけれども、今後LED等に切替える、ですから町の負担もやはり軽減されますし、我が町内会においても、やはり光熱水費の50%を負担しています。そういう意味では負担軽減に繋がっております。どうかこの公共施設、また学校においても、そういう省エネ対策を、講ずるべきと思いますけれども、この点の事をお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 地上デジタル化に伴う高齢者、障害者に対するのサービスというか対策という事でございましたけれども、生活保護の家庭につきましては、もう既に道の方からチューナーの配布が終わりまして、それでテレビが映らないから、ちょっと見て欲しいだとか、地デジの繋がりが良くないから見て欲しいとかという相談があって、実際、当課として対応している部分がございます。

それと高齢者、障害者につきましてはホームヘルパー、ケアマネジャーそれから、地域包括支援センター等など高齢者や障害者の地デジ化に対する相談についても、対応させていただいておりますし、この7月の地デジの施行後も、そういった生活面の御支援はさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) 不法投棄の対策について、私の方からお答えをして参りたいと思います。この事については、9月定例議会で8番議員から一般質問があって、それに基づいてお答えをしているところでございます。町内には、自然の番人宣言をいただいている企業が31社、団体が15社、学校が11校ございます。そういう事で、自然の番人の皆さんに不法投棄の監視役をまず担ってもらおうという事で、管内の自然の番人の事務局を浜中町が今回担当してございます。

その中で、議員から提言がありましたとおり、管内の皆さんにこの不法投棄がないように周知徹底を図ろうということで呼びかけをしてございます。統一行動日につきましては、既にごみ拾いを一度、管内一斉に行っております。そんなことで対応しておりますし、広報紙を通じましてテレビの不用品の処理についても、広報を通じてお知らせをしているところでございますので、不法投棄のないように、今後も十分啓発をして参りたいと思っております。以上です。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(金田哲也君) 学校におけるテレビの購入予定でございますけれども、今のところ、先ほどのお話では42インチ以上というお話がございましたけれども、学校と協議して40インチということで考えさせていただいております。

それで、学校における省エネの関係でございますけれども、教育行政執行方針にも書いておりますけれども、今、各学校では、学校版環境ISOに取り組んでおりまして、これが7校ということで、将来的には全部の学校で取り組んでいただけるように、省エ

ネ対策に取り組んで参りたいと思います。よろしくお願いいいたします。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) 本年7月24日をもって、アナログからデジタルに変更になる訳ですけれども、従来は6月いっぱいアナログ放送が中止になるという事でありましたけれども、国の周知の仕方について不透明な部分がありまして、一般国民、私どももそうですけれども、7月24日までアナログで見れるというような誤解を招くような周知の仕方だったというふうに認識しております。

それで、国では7月24日までということで一斉に、その日に変更になるように依頼しております。それで本題に入りたいと思いますけれども、悪質商法でありますけれども、これについては、町の消費生活の関係上周知、徹底致しますし、浜中商工消費者協会共々、これらの防止に向けて啓発して参りたいと考えておりますので、御理解願います。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 公の集会施設等のテレビの大きさの関係、避難施設にもなることもありますし、高齢者も見ることにもなりますので、なるべく大きなテレビをというお話でございますが、今、予定しておりますが、先ほど学校の通達といたしますが、42インチの話もありましたが、今回予算をお願いしているのは、公の集会施設で取り替えるのは32インチで予定しております。32インチは茶内のコミュニティーセンターのロビーに既に設置しておりますけれども、あの大きさになります。

それから、公用車対策につきましての、エコカーの導入推進に積極的に取り組むべきというお話、あるいはそういった意味で、軽自動車のことも考慮しては。ということでございます。当然、エコカーハイブリッド車、それからエコ対策車と何段階か将来的には、電気自動車とかという事にもなってくるのでしようけれども、単価の予算の関係上ですとか、運用の形態の仕方等を考慮しながらエコ対策車、ハイブリッド車それから軽自動車というようなことを諸々、考慮しながら購入の際には、なるべくエコ対策になるような形で、購入をこれからも検討していきたいというふうに考えております。

それから、街灯のLED街灯の推進をすれば、電気料金の方も相当軽減されるのではないかというお話でございます。そのとおりでございますので今後、先程LEDの電球の単価の話もしたところでございますが、そういう予算の面、単価の面、その場所の必要性の面等、考慮しまして出来るだけ、やはりエコ対策になるような形での街灯の設置

の補助取替え等を考慮して行きたいと思います。実は既に、ゆうゆまでの上皇寺さんから脇を抜ける避難階段の部分につきましては、LED街灯を設置しておりまして、尚且つ停電時でも点けるような要所用電源ではなくて、太陽発電ですか、それでLEDの街灯が省エネできるように一部設置しておりますけども、一般的な街灯ですとか、それから公共施設、役場庁舎、公の集会施設ですとか、それらの部分も既にLEDの蛍光管みたいなのですとか、既に市販されておりますので随時、変更できればいいのですけれども、先ほど単価の話をしましたけれども、やはりまだ単価が1個当たりの単価、それから単純にLED蛍光管、それも単純に取り替えられる物と、ちょっと内部の機械を修理といいますか、部品を取替えなければいけない部分とかありまして、単価が相当高くなっております。そういった意味で、その辺の単価の関係、予算の関係、明るさ等の関係も、それも総合的に考えて、できるだけエコ対策で進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 8番鈴木議員。

8番(鈴木敏文君) 3点ほどお願いしたいと思います。初めに55ページの、その他町有財産に要する経費の工事請負費、町有施設水洗化工事ですね。藻散布会館と、同じく藻散布の教員住宅2棟。いつ頃工事が始まって、いつ頃完了するのかと。目途があれば教えていただきたいと思います。

それと59ページ、インターネットに要する経費です。毎年、指摘があるわけでありましてけれども、町ホームページの更新委託75万6,000円、ずっと同じ金額でありますけれども、今年、最近でありますけれども、その無線を使って高速通信網が整備されたという事で、これで町内全てブロードバンド化されたという事で、町は胸を張ったわけでありましてけれども、やはりホームページのトップの部分ですね。これがやっぱり分かりづらいというか、整理されていないという印象がありますので、そろそろ計画を立てて改修された方がいいんじゃないかなと思いますけれども、その点お考えをお聞きしたいと思います。

それともう1点、71ページですね。負担金の中のNPO法人シマフクロウエイド会費3万円と、これは初でしょうかシマフクロウを保護する、しているという人の話は聞いておりましたけれども、やはりシマフクロウは天然記念物でありますし、絶滅危惧種であるという事で保護が必要でありますけれども、この保護とエゾシカの駆除というのが相反することがあるかと思っておりますけれども、そうするとエリアの規制ですかね。こう

いうものが考えられますけども、その点分かれば教えていただきたいと思います。この3点お願いいたします。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課(上田幸作君) 55ページ、その他、町有財産に要する経費の15節工事請負費の町有施設水洗化工事の目途のことでございますけども、藻散布会館の水洗化工事等につきましては、現在、きめ細かな交付金等の繰越明許をさせていただいてました工事ですとか、そういった色んなたくさんある設計工事次第でございます、今現在いつ頃を目途にという予定はちょっと立てておりません。その設計の作成上がり次第といたしますか、出来るだけ早目にとは考えておりますけれども、何月何月というような予定等はちょっと立てておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、71ページのNPO法人シマフクロウエイドに対する会費の部分の関係でございますけども、エゾシカ等の苦情、それからシマフクロウの保護の区域の関係でございますが、その辺承知しておりません。御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) 59ページの町におけるインターネットホームページの更新の関係で、毎年、同金額を計上させていただいております。数年来本町のホームページについて、もう少し整備した方がよろしいのではということで、毎年々言われております。努力はしているのですが、意に沿うような更新の仕方になってないという事で大変反省しておりますけれども、23年度こそ、何とか今のホームページを人それぞれ考えが違いますから、そういうこともありますけども、町担当として今までご質問等、言われた提言等を最大限活かしまして、観光協会でもホームページを立ち上げていますけども、それらとリンクするような形で考えていきたいと思います。

そのことによって、年度当初4月なり5月なりという事で作業においてホームページが一旦、見られないという機器もありますけれども、何とか思い切って整備していきたいというふうに思っておりますので御理解を願いたいと思っております。

議長(波岡玄智君) シマフクロウとエゾシカとの、シマフクロウは保護しなきゃならない、エゾシカは駆除しなきゃならないということに対する、相反する1つの考え方、もちろん場所も違いますけれども、そのことに対して相反することが、その場所で同時に行われるということについて、やはり一定の考え方を持っていなくちゃならないと思

います。

農林課長。

農林課長(箱石憲博君) シマフクロウの保護とエゾシカの駆除の関係でございますけれども、基本的に鳥獣保護区、これについては通年禁猟区となっておりますので、鳥獣保護区でシカ駆除とかすることはございません。シカの場合につきましては、既に皆さまご案内のとおり、いわゆる北海道含めて、適正管理頭数という目標を定めまして、今の有害駆除を含めてシカについては、そういう対策を取ってございます。フクロウについては、絶滅危惧種の一つということで、町内は2カ所で保護活動をされているというふうに把握しております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

8番(鈴木敏文君) 工事請負費の藻散布会館、それから教員住宅の水洗化、特に会館でありますけれども、この会館の使用頻度が年間上がるというのは、秋のお祭り前あたりですから出来れば、その辺くらいまでお願い出来ればありがたいなと思います。これはこれで良いです。

それと、シマフクロウの関係ですけれども、やはり浜中町は自然と共生した町づくりと、こういうふうに謳っておりますので、やはりもう少し突っ込んだ支援が必要になるかも分かりませんので、その辺のことを考えがあるのか、ないのか分かりませんが、お考えをお聞きしておきたいと思います。

それと、ブロードバンドの関係でありますけれども、先程も言いましたけれども、やっぱりトップページが非常に散らかっている印象ですよね。ずっとリンクが張ってあって、ずっとスクロールしないと全貌が分からないと。しかも一番下に、そのカウンターがついているというのが本町ですので、トップページでありますから、もっとアイコンを使って、ジャンル別に分けて入りやすくした方が良くないかと思いますが、その辺どうでしょうか。

それと、関連でありますので無線LANの事について聞きます。家庭によっては、高速通信の恩恵が受けられない家庭があるというふうに聞いています。それと、やはり初期投資がどうしても屋外アンテナを付けなきゃならないと、そういう家庭が多いものですから10万円以上かかると。初期投資が高いんじゃないかと、若い家庭から不満も聞いておりますけれども、その辺はどういうお考えか聞いておきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 副町長。

副町長(松本博君) シマフクロウエイドの関係での、今年度初めてこの負担金の会費というのですか、それを予算化しました。今までこの団体から予算の養成というのは来てなかったのですけれども、今年初めて、こういう形で町の方に要請がありまして、今回、当初予算でみさせてもらいましたけれども、是非、今後ともこのシマフクロウの部分の保護も含めて、あまり居ない鳥ですから、しっかり保護していきたいと思っておりますし、NPO法人がシマフクロウの餌ですとか、色んな形でお金を寄附だとか頂いて会員を募集しているというふうに聞いていますので、その事も含めて、支援していきたいというふうに思っております。

エゾシカも基本的には保護なんですよね。もう保護するどころか、とんでもない数が増えてきたから被害があるという事で駆除という事になっていきますけれども、浜中町の自然動物しっかり大切にしていきたいという方法で進めておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) 59ページのホームページの関係でありますけれども、今議員さんが提案していただいたものを最大限に活かしまして、そのような誰でも楽しく見やすいホームページを整備していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。無線によるブロードバンド化の関係で、初期投資等々高いのでは。ということでございましたので、ご説明させていただきますけれども、当然、NTTから線を通じて引き込みするのと違まして、まず屋内に支局と言っている基地と言っているんですけれども、電柱に発するものを付けているものを適地に建てているのですけれども、そこから家庭に入るまで、場所によっては屋内で無線を設置することによって使用できるもの、それから、屋外に家庭用の無線を付けて、その基地から無線を呼び込むというものがあるのですけれども、屋外に無線を付ける場合については、通常では10万円を要するところですが、この度5万8,000円という価格で屋外に設置できると。

それから、屋内の無線で済む所では9万8,000円という数字ですが、これが3万8,000円で行えると。それからこのもの以外に、当然、月々の利用料金というのは掛かる訳ですが、これは初期費用として8,400円、月々月額では3,675円ということで、おおよそ年間では4万425円という数字で町と運営を担っている会社等でPRしているところでございます。

それから、これを利用できない家庭ということでもありますけれども、そういう家庭で

ございましたら、連絡いただいて業者とその場所を確認して対応して参りたいと考えていますので、御理解願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

8番(鈴木敏文君) 無線LANの事に関しては、初期投資もありますけれども、快適な部分は確かにありますので、ただ見えない家庭があり得るということは、問い合わせがあれば相談に乗っていただきたいと思います。

それとトップページの関係ですけれども、さっきもアイコンどうのこうのと言いましたけれども、もう1点だけ提言をさせていただきますけれども、デジカメスケッチですかね。何年も前からずっと古い写真が載ってくるのですけれども、一層これもずっと底の方に沈めていただいて、そこにライブカメラというのを付けた方が良いと思いますよね。

これは、数千円からありますから琵琶瀬の展望台の何処かに無線の電波塔を付けて頂いて、とすると画像はちょっと粗いですが、そのライブの映像が動画とは言いませんけれども、何日かおきには更新されると。これは、数千円で出来ます。この辺も考えてみては如何と思いますけれども、最後その点ちょっとお聞きします。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) 貴重なご意見、提案として受け止めさせていただきますので御理解願います。

議長(波岡玄智君) 次にありませんか。

3番竹内議員。

3番(竹内健児君) 73ページそれから資料の21ページ、12ページ等を参考にしながら質問したいと思うのですが、地方バスの路線維持対策補助ということで内容を見ますと、地方債で1,370万円、一般財源からは9万9,000円ということで、1,379万9,000円というふうになっているのですか、これは確か去年の12月の補正予算か何かで色々論議になったと思うのですが、地方債これはどのぐらいの交付金の手当があるのかということと、これからもずっと維持していくとしたら、財源は地方債に頼って行く事になるのか。そこの辺りも含めてお答え願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 地方バス路線維持に係る費用の財源の地方債化でありますけれども、仮定の事業としてソフト事業も平成22年度から認められることになった関

係上、この地方バス路線の事業が過疎の事業に採択されそうだという事で、財源を予定しております。

22年におきましても、実際に過疎の対象になるという話を伺ってございますので、新年度においても過疎を財源にやっていきたいと。これらの金額でございますけれども、予算説明の時に申しましたが、あくまでもこれは22年度の実績見合分の予算計上です。ありますので、多少の増減につきましても、過疎の対象になるというふうに認識してございます。

なお、過疎債でございますけれども、一般的に70%が交付税でバックされることであります。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

3番(竹内健児君) そうしますと、地方債でしかも過疎債で対応できると、今後ずっと何年かというのは分からないだろうけれども、そういう対応ができるんだということですね。それは70%交付可能なんだという事ですが、そうしますと、これは論議になったと思いますが、私は基本的には地方の住民の足を守るというのは、やはり自治体の重要な責務だというふうに思うのですけれども、そういう点で是非、法律的にといえば色々語弊があるかと思うのですが、私はやっぱり住民の足を守っていくというのは、大変大切なことだというふうに考えるのです。

特に、農村地帯でのお年寄りの方は息子さんとか、近くに子供さんが居るというのであれば、ちょっと買い物に行くのに頼むかという事にはなりますけれども、しかし、孤立したような状況の人達が結構居るんですよ。そうしますと、やっぱりいつも近所の人に頼む訳にはいかないという問題を抱えてくる訳ですよ。どうしても家の中に閉じこもるという結果になっていくのです。そういう点では、やっぱり何らかの形でバスを運行するという点では、非常に大切なことじゃないかなというふうに思うのですけれども、そういう点では、これからも出来るだけ続けて行くという考え方には変わらないわけですね。

町長の執行方針の中にも、25ページに巡回バス等による町民の足の確保ということで、これは巡回バスでなく、民間事業者のバスの運行については、これまで同様に財政支援の継続を行って参りますというふうに言われているんですね。こういう点で、地方自治体として、しっかりと足をつけてやりたいんだというふうに理解してもよろしいでしょうか。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課(上田幸作君) ただいまの御質問でございますけども、ずっと町長執行方針にもありましたとおり、出来るだけ継続補助をして民間のバス路線、地域の方の足の確保に努めて参りたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 過疎債の財源の期間でございますけれども、過疎自立支援法につきましては、ご案内のとおり前進は昭和45年に、時限立法として制定されまして、それから10年ごとの更新を3回繰り返してございました。

それで一昨年の、2010年の3月31日で3回目の延長された期限が切れまして、今までの流れでありますと、10年の延長というふうになるべきだったのしょうけれども、たまたま今回は6年間の延長でございますので、今のところ財源の補償は取り合えず6年間ということでご理解いただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 1点だけございます。75ページです。徴収事務に要する経費、77ページにいきまして、釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金の件ですけれども、私、毎年聞いてきている項目でありまして、今年22年現在で、もう4~5年経っていると思うのですけれども、今年の22年の見込みも含め、今年は何人の方が対象になって、国保税それから町道民税の滞納がどのくらい回収されたのかということで、これはずっとやってきた訳ですけれども、最初の整理された方が4~5年経ったら、再度そういう借金の方向にまた行ってしまうと。そういう事がだぶって出てくるような事態というのが、出てこないのかどうか。

それから、これがきちんと指導されていれば、もうそろそろ、この不誠実滞納者というのは、出て来なくてもいいのかなと思うのですけれども、実際はどうなっているかという、その辺のところをお願いしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 釧路・根室広域地方税滞納整理機構の実績にかかる御質問ということでお答え致します。滞納整備機構の徴収事務につきましては、ご案内のとおり4月から3月までの12カ月間あります。2月末の数字でございますけれども、平成22年度の引継額の合計は対象者が20人で、全ての税額で申しますと1,578万

2,000円でありまして、そのうち徴収された金額は681万6,000円で、収納率は43、19%となっております。

費用対効果でございますけれども、平成22年度は、浜中町としては278万円の負担金を出しておりますので、そのうち既に680万円以上収納されているということで、いわゆる費用対効果率でございますけれども245.18%ということでありまして。

ただ、これは先ほども申しましたとおり決算ではございませんので、更に、これに1ヵ月分3月分が上乘せになるというふうに御理解いただきたいと思っております。平成19年から滞納整理機構が始まりまして、19年20年は浜中町の対象者は25人でありました。21年22年と20人に減っております。それでトータルでは約90人の対象者が滞納整理機構で徴収されておりますけれども、実は浜中町滞納者といえますのは、350人から400人ぐらい人数ではあります。

ただ、金額によりまして、やはり1件あたり十数万円の費用がかかりますので、どうしても費用対効果を考えまして、滞納額全体が30万円ないし40万円ぐらいの滞納者でなければ、なかなかペイしないという、そういう関係もございまして全員送るまでには、まだかなり滞納整理機構の存在は、滞納解消には有効的だと思っておりますし、その90人の中には、2回目あるいは3回目の方も居るような認識であります。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 不誠実滞納者という言葉がちょっと引っかかるというか、本当にこの人方が、不誠実なのかどうかという事です。私の認識では、これらの借金する人は色々な病気にかかっているのではないのかなと。

それで、町としては集計するのに滞納金を納めさせるのに色々調べて、これをおろせ、こういうお金があるじゃないかとか、あるいは車の差し押さえたとか、いろんな差し押さえをやっているようですけども、決定的に根本から滞納者を無くすという上では、そういうやり方が出来てないのではないかなと思うのです。どういうことかと言うと、お金を貰って、それをどうやって使うかという、その辺のところ分からない。

あるいは、スーパーに行って何をかうか分からないという、まずお金を握ってスーパーに入って目につくものは、みんな買って袋一杯に持ってくるとか、そういうお金の使い方この辺のところも、きちんと対応していくということも分からない、そういう町民がいて、お金が分からない、使い方の分からない町民にどうやってやるかと、そんなの

役場がやる必要があるのかなというかも知れませんが、私は、そういう指導をやらないとまず解決できない。

それから、もう1つはギャンブル依存症ですね。収入がずっと大変になってきている時に、まだやっぱりパチンコ・ギャンブル・スロットに一生懸命通って、お金をどんどん無くしていく。3万円～5万円あったら家族でとても楽しめる、そういうお金だと思うんですね。今、そのギャンブル依存症とかという、そういう病名までついて、その人をどうやって治していくかという、そこに力を入れてやっているところもあるし、また、自分の所属している団体ではグレーゾーンの29.2%を20%～18%に落とす、そういう言動に成功した団体ですけれども、日本からパチンコを無くす、そういう目標を運動に掲げたり、あるいは日本にカジノを持ち込まないという運動方針を持ち始めた、そういう団体もあるんですね。

ですから、そういう病気を根底から治していかないと、私たちが生活しているこの状況の中でも、何処に行くといったら遊びに行くと、そういう場面がかなりあると思うんです。ですから、そういうものを、やはり教えていくと言うか病気ですから、お金を握ったら走るんですから、そういう対応を町として考えていく必要があるのではないかと消費生活の問題も、今回の議案書の中にもありますから、そういうところとも協力しながら、どうやって得た収入をきちんと消費していくかという、そういうことも自分たちで取り組んでいかなければ、いつまで経ってもこれは差し押さえすれば終わるようなことではなくて、家計簿を提出させるとか、あるいは、もうこれ以上借金しないとかいう事で、滞納機構あたりで、何で借金したのかという事の反省文を書かせるとか、子供みたいな話だけれど、そういうことをさせないと一般住民は本当に自分の生活を見詰め直して、やり直すというようなところに、来ないのではないのかなと思うので是非、そういう方向も加えて、取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) ただ今の不誠実滞納者の関係と、それから滞納整理の町の有り方というか、そのような御質問でありますけれども、不誠実滞納者として認定したといいますが、そういう人数からお知らせしたいと思います。平成18年度の不誠実滞納者は3人、19年度は4人、20年度は7人、21年度は0人ということで、過去4年間の不誠実滞納者、先般の議会でもサービス制限をするという話がありましたけれども、これらの人数の方が現実にサービスの制限を受ける人になっております。

それで平成21年に、浜中町には不誠実滞納者は居ないという、1年そのような結論になったわけですけれども、一人一人にきめ細かな対応をして、全ての折衝の記録を現在とっております。そんな中では、不誠実といいますのは、やはり支払い能力がありながら納入いただけない方という基本的な概念がございます。

平成21年度は、滞納整理機構に行っている方も勿論20名おりますけれども、浜中町収納係では、全ての対象者と折衝しまして何らかの分納誓約なり、そういう感触を得ております。その中で21年度不誠実滞納者が0という結果になった訳ですけれども、私ども収納の担当者は、先程、滞納される方がお金の使い方が分からないのではないかとというお話もありましたが、分納制約をする中でそういう収入が幾らあって、借金がどのくらいあって生活費がどうで、最終的に税に回せるのがどのくらいだという、そういう細かな個別な対応を今、実際に行っております。

ただ、滞納整理機構においては、そのような対応はして頂けないのです。というのは、御案内のとおり滞納整理機構は国税徴収法なり、地方税法なりに則った言わば、顔の見えない徴収方法なものですから、折衝をするだとか、滞納者の状況を聞くだとかという事はしておりません。ただ、滞納整理機構に送られた方でも、現年度分は我が町で収納しなければならない関係上から合わせて、滞納整理機構に行っている方についても、現年については、うちで相談に載っております。その中で場合によっては、先ほど申しました、グレーゾーンの対象者を弁護士に引き継ぐだとか、そういうことも現実に数件対応しておりますし、ギャンブルに依存するという方も実際に多い訳でございますけれども、そういう方についても、月々決まった税金を納入していただくという、そういう習慣をつけていただく事で少しでも、自分の収入にあったお金の使い方が出来るのではないかと、ひいてはその事が納税に繋がるのではないかとという事で、ただいま収納係の担当を中心に努力している状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 今の課長の答弁で是非、そういう事で更に進めて自らがやっぱり、自分の生活を正していくような方向に応援して欲しいなと私は思います。

それと、先ほど最初に話された事で、20人で1,578万円、回収されたのは681万円という事で、これは20人が全員幾らかでも支払い出来たという事なのか。20人のうち何人かは、全く納めていなかったのか、その辺のところちょっとお聞きしたい。

それから正直言いまして、この整理機構に送られて差押えられたというのを困ったと

言って、相談に来た人は19年と20年は居たのですけれども、21年と22年はピタリとそういう人が居なくなると。居なくなったら、さらに心配しちゃうんですね。どう生活しているだろうかとかね。例えば、その事で国民健康保険税が納まっていなくて、短期証等の保険証が貰えなくて病院に掛かっていなかったとか、そういう事例というのはあるのでしょうか。以上です。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 平成22年度で、滞納整理機構に送られた方の納入状況でございますけれども、20人滞納整理機構に送られている内、全く納入の無い方が3人おります。1番率の良い納入をされた方というのは、89%の方が1人おります。68%の方だとか、平均的には43%の収納率ですけれども、これは2月時点でありますので、先ほど申しました89%あるいは83%の方は3月に向けて、完納になる可能性は非常に高い方です。国民健康保険税をお支払いいただかなければ、保険証は交付しないというのが、今や浜中町の常識と言いますか、かつては保険税を払わないからといって、保険証を貰えないという事は無いというような住民の認識でありましたが、近年は、国民健康保険法施行規則の改正もありまして、浜中町は徹底しておりますので税のお支払をいただけない方につきましては、当然、それは施行規則の要件であります支払い能力があっても、なお払わないという事が当然条件でありますけれども、そういうことで浜中町民の方にご理解を頂いて、保険証の交付イコール納付という、そういう土壌ができてございます。

現実に、その保険証が納付されていない方の資格証が何名かありまして、あと有効期間の短い最低の期間のものが1ヵ月、場合によっては3ヵ月あるいは6ヵ月のそういう保険証の方がありまして、その方は先ほどの分納されている方ですね。約束した期日に分納する金額を入金いただいて1ヵ月分の保険証を交付するという、そういう状況でございます。それで、保険証が交付されていない事で医療機関に受診できないという方の現実の声というのは、まだ確認しておりません。以上です。

議長(波岡玄智君) この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時21分)

(再開 午後 3時45分)

議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務費の質疑を続けます。

4 番松浦議員。

4 番(松浦明恭君) 今回の津波がございまして、その視点から2点ほどお伺いさせて頂きたいと思いますが、43ページの負担金補助及び交付金についてお伺いいたします。道自治体情報システムの協議会負担金が計上されております。

確か、前回だったと思うのですけれども、IDCという言い名で説明を受けたのかなと思いますけれども、インターネットデータセンターという事でご説明があったように思います。今年度は前年比で512万2,000円の増額というふうになっているのかなと思いますけれども、この増額の主な理由とそれから、この情報がいわゆる浜中町にある情報を他所に管理していたというような、仕組みになっているのだろうというふうに思うのですけれども、例えば、災害があって、ここの庁舎が津波で、データに波が被るだとか、そういった状況になった時に、そのデータは相手方のところで、きちんと保管されているのかどうかという事を確認させていただきたいのです。

そのデータには、どういう事が含まれるのか、住民台帳だとか色んな事が考えられるのですけれども、保管状態というのはどういうふうな物になるのか。併せて77ページの戸籍等住民登録に関する予算も出ておりますけれども、これらは、ここにかかわるのかどうかです。いわゆるその保管という安全性という点からすると、ここもそういう視点で受け止めていいのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

それから、69ページの風力発電についてお伺いいたします。風力発電ですけれども、3月11日の避難勧告が出てからでございますけれども、夕方行ってみますと、風力発電がたまたま止まっておりました。風が無くて止まっていたのかなと思うのですけれども、夜行ってみましたら、また再度回っておりましたので、一時的なものだったのだろうと思うのですけれども、問題は全く明かりがないのです。夕方行った時も、それから夜もです。従前だったら照らしていましたよね。それが全くなって真っ暗な状態、風車だけがあるような状態だったのですけれども、それは確認されたでしょうか。

こういう災害時に、例えばヘリコプターが飛びますので、そうした時に、ここに高いものがあるよというお知らせの物は必ず必要なはずなのですけれども、それが無いという事になると、やはりこれはちょっと相当危険な状況になるというふうに思いますので、それらが確認されていたかどうか。されていたとしたら、どういう理由からライトが消えていたのか。その辺のご説明をお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 43ページの電算システム運用に要する経費の関係の負担金、道自治体情報システム協議会負担金との関係でございます。

今回の災害等に絡んでという事で、大変重要な課題だと思います。1点目の、昨年度より522万1,000円増加しておりますけれども、主には議員さんおっしゃったようにIDC運用インターネットデータセンター、今後は、クラウドシステムというふうな形に移行していくかと思っておりますけれども、運用が本格的に去年からもう既に始まっておりますけれども、その運用の負担金の増になります。

それと大切な情報を、データセンターの方に保管、それから作業するにあたるソフトウェア等もそちらの方に端末として、私たちは端末を操作して、データセンターの方のデータ、それからソフトウェアで稼働させている訳でございます、いわゆる今あります住民基本台帳等につきましては、データセンターにありますので、仮に浜中町役場の端末、私たちが使っている機械等が記載されてもデータとしては残っておりますので、うまく接続通信ができれば、きちんとした形で元のデータが利用できることとなります。

ただ、戸籍の電算化の部分ですけれども、まだ戸籍電算化になっておりませんので、それらは、きちんと電算化に記録されてからの形になりますけれども、住基台帳につきましては、保存されておりますので大丈夫と言いますか、後で使えることとなります。

その他、もろもろのデータにつきましても、データセンターで国保税の関係ですとか、介護の関係ですとか、そういったものは常にデータセンターに保存してありますので、こちらの端末が被災されても利用は可能になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(川村義春君) ただ今、総務課長の方から説明がありましたけれども、若干補足をさせていただきたいと思っております。

今回の522万1,000円追加された内訳というのは、平成21年の7月15日付で住民基本台帳法の一部を改正する法律が、公布された事による負担金の追加です。これを法律については、外国人住民にかかる住民基本台帳システムの改修負担金、これが550万2,000円あります。

それから、住基の戸籍連携システムということで50万4,000円、これは住基と戸籍を連携するシステム、この導入費とか技術支援にも50万4,000円。522万1,000円の追加と新たに出たものです。それと77ページの戸籍の電算化の部分

ですけれども、これについては戸籍単独で運用します。ですから、共同運用とか、そういう形ではありません。浜中町単独でメインサーバーとかクライアント端末機を置いたりプリンターを置いたりして出すような形です。現在の常々実施している釧路市さん、それから標茶町さん、厚岸町さん、鶴居さんも単独で設置です。将来検討されるのが、共同運用出来ないかという運用もあります。もし万が一の災害の時に、何処かにデータがあれば、それを保存できるという、そういう仕組みを将来取るべきだろうという事で、管内全ての町村が電子化をされたものに機種の更新時期がきますから、それに合わせて共同運用できるかどうか検討していくとこういう事で、今議論されておりますので、御理解いただきたい。以上です。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) 69ページ風力発電の関係でご質問がありました。

まず、風力発電が停止していた原因としては、一時期停電になったという事で、停電になりますと、その電流が流れることによって、停電作業に大変危険なものということで、停電になったら停止するというふうなことでなっております。後に、復旧いたしましたという事で動いております。照明については、故障中で今、業者さんに発注して修繕中であります。この照明によって、議員申しているヘリコプターが上空を飛んで支障になるのではということですが、当初より、ゆうゆの風力発電については60未満ということで、榊町高台の方は120mありますので、照明をつけなければならないというふうに基準ではなっておりますけれども、ゆうゆの場合は60m未満で付けなくてもいい風力発電になっております。

この照明がしている事は、浜中町は風力で環境に優しい電力を起こしているという象徴の元で、照明ライトアップしているという事で御理解願いたいと思います。上空を飛ぶヘリコプター等の為ではないという事で御理解願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 松浦議員。

4番(松浦明恭君) 自治体情報システムの関係でございますけれども、まずこの中で、現在使えないもの使えるものは、ただ今御答弁いただいたのですけれども、ここでは、まだ該当していないものがあつたらお知らせいただきたいです。

いわゆる、その津波で被害を受けたときに、守られるもの守られないものというのがあると思いますので、何が守られないのか、それをちょっと簡単にお聞かせいただきたいと思います。

それから77ページのことにつきましては、了解をいたしました。やはり今回の災害見てみますと、文章・紙類ですと流失をするという危険性が非常に高いし、こういう電算化が進んで行くと波を被ると完全に駄目になっちゃいますよね。そうした時に、その町のデータをどう保存するのかという事は、もの凄く大事なことになると思いますから、先ほど、そういう検討をされているというお話をされましたので、是非ともそれはその方向でお進めいただきたいなというふうに思います。

それから、風力発電の関係ですけれども、確かに法律上は、そういうふうになっているんだと思うのですけれども、こういう災害が起きた時に、日中なら目視しやすいから大丈夫だというふうに思うのですけれども、夜間に行ってみますと、やっぱり夜でも飛びますので、ああいう状況を見ていると高台に風車があって、災害があるとやっぱりちょっと危険かなという気持ちはあります。

だから、確かに風力発電としてライトアップしていると、その安全性のことではないんだという御答弁ございましたけれども、やっぱりそういう安全性の視点ということは、欠かせないのではないかと私は思うのですけれども、それについて、いかがか課長の御答えをいただきたいと思います。それと停電ですけれども、これは全く津波災害とは無関係に起きていたという事ですね。いつ起きていたのか。それをお知らせいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) どのようなものが利用できて、利用できてないもの何が保存できるのかという御質問でございます。

今、北海道自治体情報システムにおきましては、かなりの業務がそれぞれの市町村毎に利用するシステムを持っておりますけども、浜中町の場合は、現在住民基本台帳の部分、それから国民年金の関係、国民健康保険税の関係ですね。それから選挙事務の関係等があります。それから給与システムの関係がございます。

それから、税関係一般ですね。それから上下水道の管理システムといいますか、それらも行っておりますし、その中で今ちょっとどれが出来なくて、どれが出来るのかという部分が、その町村によっても全部の稼働システムを利用している訳ではなくて、今、必要な部分という事で利用しているのですけれども、具体的に何件使えなくて、何件使っている等、一覧表あるのですけれども、ちょっとかなりの量なので、後ほど一覧表ございますので、それをお渡しできればと考えておりますので御理解、御了承いただきました。

いと思います。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) 再質問にお答えしたいと思います。まず安全性という事でございましたけれども、照明というライトアップという事で当初、点けておりましたけれども、こういう事が実際に起きてくると、そういう事まで考えなければならぬというふうになりますので、今後、維持管理に身を尽くして行きたいと思いますので、御理解願います。

津波と地震の関係でどちらの原因かという事で、地震という事で受止めております。というのは、津波来襲時には、もう既にある程度回っていたという事で理解しておりますので、御理解願います。

議長(波岡玄智君) 松浦議員。

4番(松浦明恭君) 電算システムの関係につきましては、そういうことをお聞きしたかった訳では無くて、資料の提出は結構ですので言わば、そういう災害があった時にこのデータで、やっぱり全てのものが守られなければいけないというふうに思うのです。

だから、そういうものがあるとすると、ここに加盟することで向こうの方で、データの保存が出来るという事に、今なっているものについては説明いただきました。将来必要なものがあつたら、これはやはりやっていただかなければいけないと思うのです。だから、その見通しだけお答えいただければと思います。

それから、風力発電につきましては理解いたしましたけれども、電気が停電になったという事は、いつお知りになって、いつ対策を取っておられたのか。そこだけお知らせいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) いつ知っていつ対応ということになりますけども、11日の午後2時46分に地震になって私共も、避難場所それから水門等に走りました。その際に、私はゆうゆの避難場所の担当をしておりますので、その際に回っていないというのを発見いたしました。

その後、ある程度落ち着いてきた段階で、湿原センターの方に2人担当のまちづくり課の職員が行っております。その中の1人の職員が、状況を見ながら湿原センターから風力まで走って車で来まして復旧させたと。時間帯については、きちんとデータが残っておりますけども、何時何分というのは、今お答えすることは出来ませんので御理解願

います。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 議員おっしゃいました、只今、稼働しているシステム優先的に稼働させております。必要なものと判断したものを稼働といいますか、システムに負担をしまして稼働しておりまして、業務を進めている訳でございますし、それで、今危惧されておりますこういう今回の津波災害で、ほかの町村でも住基データが無くなって確認が出来ていないという報道もたくさんありましたけれども、そういった意味で、今後も必要なものを順次取り入れまして、稼働させて行きたいなと思っております。

例えば、今やってないのですけれども、土地の台帳システムなんかはやはり必要だというふうに考えておりますので、出来たら今どういう形で自治体情報システムの中にあるんですけども、私ども独自で作っている土地台帳のシステムと、どういうふうにマッチ出来るかどうか検討しなきゃならない部分がたくさんあるのですけれども、そういった必要なものを見極めて、随時IDCインターネットデータセンターに保管して、万が一の場合には、保存になっているような形で進めて行きたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 1番福沢議員。

1番(福沢栄君) 非常に大事なことなので確認をさせていただきますけれども、只今、風力発電施設に関する件で、4番議員さんから今回のような災害時に関して、ヘリ等々が飛来する中で照明が必要ではないのかなと。そんな質問の中で課長からは、このような事態もあり、今後とも、これらに関する維持管理に関して検討を加えていきたいという説明があった訳ですけれども、私は高度60m以下だからというふうな事もあるのでしょうけれども、この風力発電をあの地に建設したその時点で、あの付近が浜中町の象徴とされるエトピリカの営巣地であり、アゼチ岬あるいは小島これにエトピリカが飛来し生息していると、段々これが少なくなって行って、今は模型等それらなんかも作って、むしろ網の禁止というふうなことも実はしておるわけございまして、この風力発電そのものが、あそこに建設する、それも問題になっておりましたけれども、これらに関して、この象徴のエトピリカ対策で照明はすべきではないというふうな事で、今日まで至ったなというふうに私は記憶しておりますけれども、その辺、こういう災害があったからこうだと、ころころ変わるようでは駄目だなというふうなことで、特に思いつき発言した訳ですけれども、この事に関して明確な考えを頂きたいものだなと思えます。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) ただいまの風力発電における照明の関係でありますけども、これについては設置時点より照明はしておりました。

よって、エトピリカの為にすべきではないというような事については、私、当初は担当しておりませんけれども、引継ぎの中で鳥類の飛来を防ぐ為に照明灯という事でも聞いていませんし、あくまでも風力発電のライトアップという事で認識しておりますのでご理解願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 福沢議員。

1番(福沢栄君) こういった災害等を想定した中で、このヘリやなんかの飛来の関係対策を含めて、更にライトアップを検討するというふうな事なのですか。この辺、明確な説明をいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) ライトアップについては、当初平成12年に建設された時よりライトアップをされておりました。

それで、現在その照明について故障しております。それで、今業者に発注し、修理・修繕しようとしているところであります。よって、今後もライトアップは継続させていただきますので御理解願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 福沢議員。

1番(福沢栄君) 私は理解出来かねますけれども、当時はそういう経過の中で理事者からも、こう言ったエトピリカの生息あるいは営巣地を、この浜中町の象徴の鳥であるから、その為に万全を尽くさなきゃならないというふうなことで、鋭意対応をでき得るものは、させていくというふうなことから今日に至っている。

私はそう思っておりますので、この関係に関しては、それらのむしろエトピリカの生息保全と合わせながら、検討していくべきだなというふうに思っておりますので、更にあくまでも照明を再生するというふうなことなのか。これを確認して質問を終わります。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(瓜田正之君) エトピリカの関係については、小島でデコイ等を置いておりますけれども、こういう関係については委員会で担当しておりますけれども、小島にデコイを設置して、それから周辺に海の上に、デコイを設置して漁業者の協力を得ながら、刺し網等の規制をしているという事で繁殖に向けて努力している訳でありま

す。

それと、風力発電のライトアップというのは、あまり関係のあるものではない。風力発電は、風力発電でライトアップしているという事で、御理解願いたいというふうに思います。

議長(波岡玄智君) 11番鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 47ページ1点について御質問したいと思いますけれども、先ほど2番議員から同様の質問がありましたけれども、敢えて同様になるかも知れませんが、質問をさせていただきます。

まず、委託料の旧軌道保全詰所看板作成委託料、先ほど若干説明があったのですけれども、この看板の内容がどのようなものになるのか、その辺のことについて詳しく分かれば、もう少し内容を詳しくご説明をいただきたいこのように思います。

それから、工事請負費、旧軌道保線詰所の補修工事、先程の答弁ですと、3ヵ年で300万円までの巨費をかけて、この遺産を保存するというような答弁だったかというふうに思いますけれども、これが、それ程重要な、また貴重な保存しなければならない建物だとするならば、今まで何故あのまま放置をしておいたのか。私もよくあそこの道路は通りますから、随分みすぼらしくなってきて、早く処分すればいいのにというふうに、何回か思った記憶があるのですけれども、夏になると殆ど木の枝に隠れて見えないような状況だった訳ですよ。それが何故突然、今このような予算計上になってきたのか、その辺の経過について、ご説明をまずいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) まず、1点目の委託費、看板作成委託料18万9,000円の関係、どんな内容というお話でございます。内容でいいますと、だいたい原案といえますか、今検討をしているところでございますけれども、中身的には、浜中町簡易軌道の沿革を述べさせていただきたいというふうに考えております。

茶内のふるさと広場にも、1部看板がございますけれども、あれらを参考にしたり町史や今までの残っている資料を参考にしながら沿革を中心に、どの時期にどんな活躍をしたんだというような形での、中身になるかというふうに考えております。

それから工事請負の関係、前に質問がございまして、3年程で年間100万円程の計画で、全体的に300万円程度の予算額を見越しているというお話をさせていただきました。工事の内容といたしましては、建物が今かなりみすぼらしい状態ですので、それ

を修復するという内容になります。何故この時期に、今こういう形で保存するという考えが浮かんだかということでございますけれども、やはり、先ほどの御質問にも答えましたとおり、はっきり言いまして担当と致しましては、あそこにあるという事自体も分からなかったような状態があります。それで確認したところ木に覆われていて、道路からも見えづらくなっている、それで、なんだろうということで町民の方からもご意見がありまして調べたところ、簡易軌道ということで色んな事項が分かった訳でございます。

40年以上も経って、何故、今この時期ということですが、やはり先人の記録と致しますか、それらをきちんと未来まで残していきたいというのが、基本的な考え方でございますし、この浜中町の軌道の通っていた時代、他の町村、例えば隣の別海町に繋がっていたような状況がございます。繋がっていたのかは、今は分かりませんが、別海町でもその時期に簡易軌道という形で実施しておりましたけれども、それらの視察という訳ではないのですが、隣の町ですので見に行き確認しましたら、別海町の場合は、建物それから車両で案内看板というのですか、それはきちんと保存しておりますので、隣の町の真似をする訳ではないのですけれども、先ほど言いましたように、元の簡易軌道の歴史を未来にも、きちんとした見える形で残しておきたいなという事です。ご理解いただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) かなり総務課長苦しい答弁をされておりますけれども、まず看板について沿革というような事で、中々具体的な中身は見えていないのですけれども、もし、そういう歴史的に軌道というか、私も通学で3年間利用したし、茶内原野の振興発展には多大なる役割を果たしたという事だと思っておりますから、そういった意味では、貴重な歴史を残すということについては、別に否定をするつもりはありませんけれども、ただ、あの建物を300万円掛けて保存をするというところに、どんな価値があるのかなと私は疑問に思うのです。そうであれば、あそこは3路線の軌道が走った訳ですから、それなりの停留所なり待合所なり、そういった以前あった所に何かの印ですか、そういったものを残すとか、そういった事まで含めていかないと、本当の意味での軌道の歴史を残す事というのは、ちょっと不可能ではないのかなと、私なりにそう思うのです。

今、突然こういう話が出てきたというのは私も、これはちょっと理解ができないのですけれども、そうであれば、もっと早く手を付けるべきだったろうし、そうした方がも

っと価値があったのかなというふうに思います。あそこにお金を掛けて、そういう物を保存して、そこを通過して見る住民の方々がどういうふうに思うかという事です。300万円のお金が掛かっているんです。果たして、どういうふうに評価しますかね。承認すれば我々にも責任がある訳ですから、その辺のところは、やっぱりそれだけ掛けても、それだけの価値があるということの答弁をいただきたいなとこのように思うのです。

先の補正予算で、茶内の青少年会館を解体する、あれは郷土資料を保存してある訳ですけれども、あれも、これまで議会の中で随分資料の昔の農機具だとか、そういったものの方法について色んな議会からも指摘があったはずですが、今まで何も手をつけて来なかった訳でありますし、今、あの建物を壊すに至っても、どこに保存するかという具体的な計画がまだ示されない訳ですね。むしろそう言った事を、先にちゃんと処理をしてからやって行くのが順序でないかなと、私なりに単純にそう思うのです。

そして、きちんと歴史に残すという事であれば、今町史の編纂作業をやりますよね。そういったところに、ちゃんとした記録として残せば、わざわざ多額のお金を掛けて保存する必要は私は無いのかなと思いますし、どれだけの人があそこに、そういった歴史的な建物を見にわざわざ行くでしょうか。ちゃんとした観光地として観光ルートの中に載せるという事だったら分かりますけれども、ちゃんとした目的もないままに、このような多額のお金を投じるという事は、いかがなものかなというふうに私は思うのですけれども、もう少しその辺について説明が出来ればお答をいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 質問に対して、納得のいく答弁を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 御質問に満足な回答になるかどうか。まず1つ目としては、地域の人から是非、残してもらいたいというお話が、ここ数年前からあって、本日の話になりました。今、総務課長の方からお話で、どうして建物に3年間を分割してお金を作るのかと言ったら300万円を出してしまったら、怒られるのではないかという事もあったのかも分かりません。大変厳しい答弁になりますけれども、確かに茶内市街には軌道がありますし、本来であれば一番良いのは、あの所と軌道があって複合的な物が良いのかなという気はします。

ここの予算では、看板とそれから建物の保存といっても相当難しいんですね。保存も含めて、そんなに良い建物でもないですから、確かにあの当時としては国の、その当時の開発の事業でやったのではないかと思うブロックの住宅だと思うんです。想像してい

るのは、その当時としては、凄く近代的な建物だったのかなと思っていますけれども、確かに予算は付いていますが、もう少し検討させてもらってやろうかなというふうに思っていますけれども、もし許されるのであれば、そういう形で、もう少し検討させてもらって何をするのかという明確さがちょっと欠けていますので、1つ目としては、看板は建物が残っているとすれば、正直なところ朽ちるまで置いておくかなと。看板はそこにあったよという事の証明と、あそこが分岐点だということも含めて、その部分と建物については、もう少し検討させてもらえないかなというふうに思っています。

そして相談して、もう1回お話をさせてもらいたいというふうに思いますけれども、予算を提案しておいて、こういう報告というのはちょっと説明というのは難しいのかも分かりませんが、今の段階ではそういう状況かなと思っています。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 質問するのも迷ってしまうのですが、予算計上されておいて、ちょっと検討するという事は、取り下げという事になるのかも知れませんが、出来れば再検討して欲しいというのが私の考え方ですから、答弁のない質問はないと議長に怒られますから、この辺について、執行に当たっては再検討していただきたいということをお願いして質問を終わります。答弁があればお願いします。

議長(波岡玄智君) 副町長。

副町長(松本博君) 今、最後の質問で言われましたけれども、そういう方向で検討させてもらって、方向性を出して行きたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議長(波岡玄智君) 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 次に第3款民生費の質疑を行います。

2番落合議員。

2番(落合俊雄君) 89ページになります。負担金補助及び交付金のところでありまして、社会福祉協議会補助2,931万9,000円、これにかかわってであります。

その中に、23年度社協介護センター運営費補助753万円を計上するということがあります。この部分に関しましては、以前の定例会で、いわゆる保険適用外ということで、その分の処理があって今後どうするというので、やっぱり町が責任もって、この業務を支えていくという事から、社協を受け皿にしてやると。さっきの補足説明でもあ

ったと思います。

それで具体的に、例えば、いわゆるこの透析患者だろうと思われるのですが、この透析を受けている方というのは、町内どの程度おられるのですか。そのうちの何人程度、今現状でも移送していると思うのですが、新年度も、これを継続するという事ですから、現在この移送している患者、まだ自力で行けている患者というのは、多分居ると思うのです。この辺について把握していればお答えをいただきたいなというところでございますので、よろしく願いいたします。

議長(波岡玄智君) 福祉保管課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 89ページ社会福祉協議会補助にかかわって、平成23年度から、社会福祉協議会が介護支援センターを立ち上げるということに対する補助で753万円程のお願いをしております。

その中で、去年の経過説明をさせていただいておりますけれども、透析患者については1対1の介護でなければ、その障害者自立支援法の適用にはならないと。それと、当該事業所が直接事業を行うものであって、委託事業として、町から社会福祉協議会に委託することは、まかりならんという事の御指摘をいただいて、その後、社会福祉協議会と協議をしましてまいりました。

この4月から社会福祉協議会として、介護支援センターを立ち上げることになったことについての補助でございます。透析の患者数でございますけれども、全体で14名内2名は釧路市だったと思います。12名程が厚岸町立病院で透析を受けているというふうに思います。そのうち6人が社会福祉協議会で移送をしている人数というふうになります。

議長(波岡玄智君) 落合議員。

2番(落合俊雄君) 今、ご説明をいただきました。その中で、町内全体で14名、内2名は釧路で、残り12名の半分を今移送サービスで行っているというお話でした。

これは、今のところ、その透析には一定の時間を要しますし、1日相当な数の透析を行えるという訳でもないですし、相手方の病院の都合もありますし、中々これは受皿としては厳しいところがあるんだろうと思います。おそらく週3回程度、運行するという事で想定をして、この事業費補助でしょうけれども、今後において、例えば、今釧路に行っている方も含めて、自力で通われている方が、自力通院が厳しくなったと言った時に、町はそれを受けざるおえない訳ですよ。今までは、自分で運転して行ったけれ

どももう無理だと。町でこういうサービスをやっているのだったら、それに乗りたいたいと言われた時に、それに応える事は当然必要になってくる訳ですし、そうなりますと、例えば6名を基本にして想定された事業なのか、それとも、ある一定程度増えるというそういうものも想定して、この事業計画をされているのか。

将来、例えば地域的にどういう所が今中心だけれども、これから全町域広範に渡って、患者をもし移送するという話になった時に、恐らくこのような形ではちょっと無理だろうと、事業拡大をしなきゃいけないということになるのでしょうかけれども、そういったところで今、今回の事業そのもの七百数十万円のこの部分というのは、今、通われている移送している6名を対象にされたものなのか、キャパはあるのか。もう少し余裕があるのかないのか何処まで耐えられるのか。これ以上になった時にどうしなきゃ行けないのか。

それから、これは余りあってはいけない話かも知れませんが、今通っている厚岸の病院が例えば、塞がってやっぱりこれ以上は受けられないから、後は釧路にという話になった時に、移送体制がかなり難しくなってくると。その辺も含めて将来的な予測をどのように見ておられるのか。お答えをいただければと思います。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉沢正喜君) 社会福祉協議会が今回、介護センターを立ち上げる全体像といいますか事業の内容ですけれども、人工透析の患者移送については障害者自立支援法の適用にならないということで中身としては、移送費については事業というよりも、町から補助してお願いするという形になるというふうに思います。

従来、町で身体障害者の事業所を持っておりまして1名のヘルパーを抱えて、精神、身体、知的のそれぞれの障害についての家庭訪問事業も行っておりました。その全体的な事業を社会福祉協議会の方に移すという形になります。その他に当然、身体障害者自立支援法だけでは収支が余りにも合わないということで、実は、高齢者の介護施設の方の認可も取って、両方の事業を行うことになっております。高齢者の介護の方も社会福祉協議会費として事業を起こすと、そういう事業の中身になっております。

それとご質問のありました、透析患者の人数が増えた場合、それから厚岸町立病院のキャパを越してしまった場合という事ですが、この事業を始める頃は多分、車1台で1人の運転手さんで運行していたことだと思います。その後、人数が段々増えてきて、現在は2台の体制で、それと車も少し大きめに、そういうふうが増えてきている透析

の自力で行けない方についての対応をさせて来ていただいたと。

今後、病院の関係もありますけれども、釧路市の対応ですとか、それから厚岸で余った時の釧路市の対応ですとか、そういう事も考えてはいかなきゃならない時期は多分来るのかなというふうには思っています。厚岸町立病院については、なるべく移送する患者については、時間帯と日にちを固めていただいて、余り多く行ききしない時間帯といいますが、そういうふうをお願いして透析の順番を決めていただいているところはありません。

ただ、病院ですから色々と都合が出てきます。そういう面では、町立厚岸との連携も深めながら出来る限り対応させていただきたいと思えますし、これから増える透析の自力で行けない方についても、鋭意努力しながら対応させていただきたいというふうに思っております。

それと、全額町の単独事業という形になりまして、自立支援の適用が受けられないということでしたけれども、町長とも話しておりまして、開発の予算要求だとか政策課題要望だとか、そういうもので、こういう病院の少ない透析患者がたくさんいる、集めて移送をしなければならないという事業の採択についても、要望していきたいという気持ちでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 7番成田議員。

7番(成田良雄君) 1点だけ質問をいたします。101ページ19節の負担金補助及び交付金、補助金総額として減の説明がありましたけれども、この4項目敬老会、老人クラブ、単位老人クラブ、高齢者、今年の予算から見てどのように減になったのか。まず説明をお願いします。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 101ページの負担金補助金の関係についてのご答弁をさせていただきます。全体では3万1,000円の減というふうになっております。一番上の敬老会補助金につきましては、従前どおりの人数を見込んでおりまして、増減は無しで200万円、それと老人クラブ連合会につきましては、これについても従前の老人クラブ連合会についても、従前と同じ金額ですが1,000円の減。これは、人数の老人クラブの加入人数の推計の減というふうになっております。それに合わせて単位老人クラブの分ですが135万円で3万円の減。これについても、クラブ会員の新規加入の分の加入減というふうになっております。

高齢者事業団の育成事業の補助金につきましては、前年同額の全体で3万1,000円の減ということで、大きくは老人クラブの加入者数の減というふうに押さえておりません。

議長(波岡玄智君) 成田議員。

7番(成田良雄君) 3万1,000円の減でございますけれども、近年、この2・3年老人クラブの方から予算が減となっているとこのようにお知らせいただきまして、自分もある老人クラブの賛助会員で協力をしている訳でございますけれども、今、高齢者が増える中で、この老人に対しての補助が減になるという事は会員数でありますけれども、もっともっと老人クラブとしては、色んな事業を起こして、多くの皆さんが会員となって交流を深めて生きがいを作って行こうと、このように取り組んでいるところでございますけれども、この2・3年予算が減になっていると思いますけれども、やはり一人当たりに対して単価をもっと増やしていくべきかなと。このように思う訳でございます。

そして、新しい事業を起こそうと思っているにしても財源がないと。過去に宿泊研修で、補助金も出てこれが無くなりなしたけれども、そういう意味で、やはり高齢者の方が、地域一丸となって交流を深めて生きがいを持って行かなければ、また行くことによって健康という予防活動になるかと思っておりますけれども、今後、老人クラブより新しい事業をやりますので、もっと補助をお願いしますときた場合に、補正予算をアップしていただきたいなどこのように思う訳でございますけれどもいかがでしょうか。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 老人クラブの補助金に限らず、各種団体の補助金について平成18年度より財政再建プラン及び事業の見直しにかかわって、30%の補助金の削減をお願いして参りました。

当然、老人クラブですから、色々なふれあい交流や色々な高齢者対策、高齢者同士の親睦・融和深めて頂いて、認知症防止だとか、色々な事に貢献していただいているというふうに理解しております。老人クラブ活動は、高齢者の健康保持についても、十分大切なものだというふうに思っておりますし、町としても、老人クラブの中に保健師さん等が行って、健康教室だとか、そういう事もやらせていただいておりますので、大切なクラブであるというふうに理解しています。社会参加の為にも、当然、老人クラブというのは色々な面で活躍いただいております。先に話しました通り18年・19年・20

年・21年と、それぞれ3割の事業費の削減をさせていただきました。その中で現在の老人クラブの助成を続けさせていただいている訳ですが、最近、皆さん高齢者と言え、皆さん元気な方が多くて、確かに、それぞれのクラブで、なかなかクラブに入ってくれないという悩みも聞いております。そういう老人クラブの活動を側面からも支援しながら高齢者の社会参加、それから親睦交流を深めていただけるような別の形での、御支援をさせていただきたいなというふうに考えています。

議長(波岡玄智君) 成田議員。

7番(成田良雄君) 今まで、町づくりの為に貢献して来た方と思います。そして今後、やはり後継者として地域ぐるみで、また老人の方が交流を深めて生きがいを深めていると思います。そういう意味でなかなか予算がないので、色々な事業をやりたいのですがすけれども出来ないという現状もあるんですね。高齢者の方、色々な趣味とかそういうのがあります。

ですから、多くの会員を募集する為にも、やはりそれぞれに合った色々な事業を展開していくことによって、多くの方が会員になって、そして、その中で交流を深めて健康の予防活動も出来ると。このように、自分が携わって感じる訳でございます。そういう意味で決して3万1,000円でもマイナスにしないように、今後、やはりプラスになるような、そういう予算編成をしていただきたいと思います。

ですから、今年度よりは決して補助金を下げることなく是非やっていただきたいと思いますので、副町長、最後答弁お願いします。

議長(波岡玄智君) 副町長。

副町長(松本博君) 答弁させていただきたいと思います。慌てて去年の予算書を見ましたら、老人クラブ連合会が1,000円マイナスになって、単位老人クラブが3万円ということ、あくまでも人数でやられていますので、単価を決めて人数でしっかり守って、沢山生き残っていてくれれば、また大きくなっていくのではないかと思いますけれども、当面は、この事で進めて行きたいと思っておりますし、管内的に見ても町から出ている補助金は決して浜中町は少ないというふうにも聞いていませんし、それから、最終的には決算書も私ども見ることになるのです。事業契約書を出して、補助金の申請出るのですけれども、以外とお金は持っているなと思っております。以外とお金を持っていて使えばいいのと思うのですけれども、そんな事も含めて今後、決して老人クラブの皆さん方に、そういう冷たい仕打ちだとか一切考えていませんから、色々な形で協力して

行きたいというふうに思っていますので、御理解してもらいたいと思います。

議長(波岡玄智君) 6番中山議員。

6番(中山真一君) 109ページ子供手当支給に要する経費1億2,921万円に
関連して、お尋ねさせていただきます。

補足説明の際に、議案関係資料を13ページで、多分対象者480名と言われたので
はなかったかと思うのですが、この予算につきましては、現在、国が審議しています子
ども手当法案が通ったと見越しての予算かと思えます。その中で、対象者につきましては
は、3歳未満2万円支給ですか、これが浜中町は何名いるのか。

そして、それ以外の人数が何名で、それで総額この金額になるということだと思いま
すが、歳入の方で、国の負担金9,678万3,000円、道が1,619万7,00
0円。そして町の一般財源から1,623万円ということのようですが、これの予算の
組み方、これについても一度ちょっと教えていただきたいなと思えます。この際に、
今いろいろと言われております所得制限だとか、なんとかという問題も出ているようで
けれども、その辺につきましては全く無しで計算しているのか。ちょっとそこだけお尋
ねさせていただきます。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長

福祉保健課長(杉澤正喜君) 109ページの子供手当についてのご質問にお答えい
たします。国会で色々議論され、先がちょっと見えない状況にありますけれども、子供
手当に関しては、時間がかかりますけれども、細かく説明させていただきます。延べ人
数段階が6段階に分かれていまして、被用者と非被用者と別々で3歳未満と3歳以上児
と別々の人数になっていまして、トータルではもの凄い人数になるものですから、説明
といわれると結構時間がかかるかなと。延べ人数で出しおりますので、年間何人とい
う人数ではないのです。対象者の人数自体が延べ人数で出しておりますので、12ヵ月が
何人とかという出し方ではなくて、年間毎月1人ずつの延べ人数になっているもので
から、トータルで行くと凄い人数になるんです。

それと被用者と非被用者が別々であって、それに特例給付だとか、児童手当も絡むも
のですから、中身がごちゃごちゃになっているんですよ。資料でよろしければ資料でお
出しいたします。明日の朝でよければ、その資料そのままお出しします。それと所得制
限の関係ですけども、今回の予算につきましては、3歳未満が2万円、3歳以上が1万
3,000円ということで、そういう予算の積算をさせていただいております。国の動

向がちょっと分からないものですから、国が児童手当に戻るとか色々な話がありますけれども、そういうことで、その国の対応を見ながら、町長の行政方針でもお話しさせてもらいましたけれども、国の状況を勘案しながらこの予算については、6月もしくは6月前に状況によっては、補正し直しというような形でお願いせざるを得ないのかなというふうに今のところは考えております。

当初予算の段階については、国の見込める範囲で予算を組ませていただきましたけれども、その後、状況が変化しておりますので、そういうことでご理解いただければというふうに思います。

議長(波岡玄智君) 中山議員。

6番(中山真一君) 対象人数と私申し上げましたが、昨年度の予算書を見ますと、歳入のところで国から道から被扶養者用何人とかとなっておりますけれども、今年は一切それがなかったので、1本で入ってくるのかなと思ったんです。それで、先ほどの歳入のところの補足説明の中で、国からの負担の人数が9,350人と言いましたが、それから道からが7,308人と言ったような気がするのですが、この辺で予算の組み立てがどうなっているのかなということを聞きたかったのです。

それと、この補助率それぞれの負担率、それから一般財源からの1,623万円、これの負担割合がどうなっているのか。この辺をまず聞きたかったんです。もし、答弁できたらお願いしたいと思います。

それから、対象者につきましては、それぞれ月によって誕生日が来たりすると変わっていくかと思えますけれども、それは明日の資料という事ですので、それでいたします。先般の新聞報道によりますと、札幌市だと思いましたが市が、この子ども手当は本来は国が全額負担すべきだという事で、市の予算を全額これ市の負担、地方団体の負担をゼロにして、予算書を組み替えたということが報道されていまして。その中で、我々この町議会はどうしたら良いのかなというところにありますけれども、まだ、そういう点で町側として国の動向を見てという事のようなので、その辺を我々も見ていきたいものだと思いますが、町長の執行方針の中で、先ほど課長も言いましたが国の動向を十分踏まえて、至急、事務にて万全を期するというふうに言われておりますけれども、もし、この国の法案の関係で、これが児童手当に戻ったり何なりという事になった場合に、万全を期してできるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉沢正喜君) もし児童手当のシステム、児童手当だけになってしまった場合、確認しましたところ旧児童手当のシステムを

議長(波岡玄智君) 本日の会議時間は議事の都合上、あらかじめこれを延長いたします。どうぞ。

福祉保健課長(杉沢正喜君) 児童手当の旧システムを現在残しておりまして、6月支給が一番最初に来るわけですがけれども、そういう部分からすると、ぎりぎり間に合うのかなという見込みは付けております。

ただ、国の決まる時期にもよりますけれども、6月支給に何としても間に合わせたいという考えであります。それと、札幌市の子ども手当の取扱いの札幌市議会の話が出ましたけれども、浜中町におきましては、こういうことで国の状況に合わせて、予算補正なり、そういうような形で対応させていただきたいというふうに思っております。

それと、明日の資料の提出の際にも、それぞれの国・道の負担割合、ちょっと言葉で申し上げるには、ちょっとごちゃごちゃ過ぎて言い方は良くないのですが、児童手当と子供手当等の絡みが現在もあるものですから、それで負担割合が、もの凄く複雑になっていまして、一覧表で見させていただくのが一番良いのかなというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

議長(波岡玄智君) 8番鈴木議員。

8番(鈴木敏文君) 1点だけお願いいたします。93ページの工事請負費、公共施設バリアフリー工事で、本年度は霧多布湿原センターにオストメイトトイレを整備するところという事がありますね。障害者自立支援対策ということで、道補助を頂いてトイレを整備するということだと思えます。障害を持たれている方の行動範囲が広がるということでもあります。素朴な質問でありますけれども、このトイレは、やはりスペースを結構とるのではないかと思います。それで、湿原センターの今の、このスペースの中で、このトイレが予算計上されていますから大丈夫でしょうけれども、念の為、設置可能なんだろうということで確認をさせていただきます。

それと、オストメイトという障害をお持ちの方は、町内に何人ほどいらっしゃるのか分ければ教えて頂きたいと思えますし、今年度が湿原センターということは、今後、何年掛けて町内にどの程度設置する予定なのかどうか。分ければお願いします。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉沢正喜君) 93ページのオストメイトの関係についてお答えをさ

せていただきます。今までオストメイトについては、文化センター・ゆうゆ・M O T T O かぜての3カ所に、1年に1回1カ所ずつ整備させていただいてきております。今回の湿原センターの分で事業を終了する予定でおります。

それと、蓄便・蓄尿の袋といいますが、そういうものを装着している方は、確かな人数ではありませんけれども10人以上はおります。オストメイトの対象については、町内だけではなくて当然、町外から来た方もズボンをちょっと汚してしまったとか、そういう場合に洗ったり、管の掃除なんかをしていただいたりという事だというふうに思います。スペースにつきましては、今までも、現在の身体障害者トイレの中に洗面台というんですか、そういうような形で家庭にある洗面所ありますよね。そういう感じの物が付くことになります。

ただ、湿原センターの場合は、今までのところよりも構造がちょっと違って木造ではないものですから、ちょっと高めの工事になりますけれども、そういった形で今回湿原センターに設置して事業の方は終了ということになります。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

8番(鈴木敏文君) そうすると、町内でこのトイレが設置されている場所は4カ所と、こういう事の認識でよろしいですね。

議長(波岡玄智君) 10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 91ページと93ページ3点でお願いします。91ページの委託料の下から2行目、障害者福祉計画作成委託料というのがあるのですが、これをちょっと詳しく説明してもらいたい。それで、障害者福祉という事では障害者福祉に関するどんな事業の計画ということだと思っておりますけれども、全体に亘っての計画という、そういうことなのかどうかという事ですね。特に、こういう部分のみという事なのか。

それから、委託ということですが、何処に委託するのか。それで、新しい事業だというふうに理解していたのですが、違いましたかね。自分のメモでは書いているのですが、無ければ前から、どこに委託しているかと言うことで説明をお願いしたいと思います。

次は、93ページの障害者福祉サービス移送委託料、これは社協への委託それから移動支援事業委託料で、先ほどの社協の介護の関係の移送の方は分かったのですが、ここに、また移送というのが出てきて、これはどういう人を、この対象にしているのかとい

う事を詳しく説明して、440万円や60万円が予算として分かるようなそういう説明をお願いします。以上。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 障害者福祉計画の関係についてお答えをいたします。障害福祉計画につきましては、24年から26年までの三期目の計画になります。3年毎に計画を見直すことになっておりまして、その計画の業務の内容については、今までのこの計画の達成度の把握、それから関係部署における達成度を把握するためのシート及び記入要領の作成、それとアンケート調査を実施しますので、アンケート調査一種類、三障害を兼ねた調査票を400票。この調査に関するアンケート調査の集計・検討・分析等々ですね。障害者福祉計画、障害者自立支援法の計画が主になりますけれども、そういったものの法制度の指導だとか協力・援助とか全てを含んで、最終的に計画が出来るまでを業者をお願いすることになります。その業者でございますけれども、今のところ委託できる先、以前は2カ所あったのですが、現在は1カ所しかありませんので、ぎょうせいという所をお願いをしてやることになります。

障害福祉サービスの移送の委託料につきましては、先ほど申しました身体障害者の人工透析の分にかかわる委託料で、身体障害者にかかわる日常生活の移動支援ということで、社会福祉協議会に障害者自立支援法に基づいて、今までも生活支援での移動支援をお願いしていた分の448万円でございます。今の説明の一般の生活の方の移動支援の為の社会福祉協議会の身体障害者の町単独事業の生活支援の為の移動、病院へ行くとかそういう事の支援になります。

それと下の方の移動支援事業の委託料60万円につきましては、地域活動支援センターをハート釧路に委託しております。その障害の方が地域活動支援センターに来られる為の送迎の委託というふうになります。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 最初の障害者福祉計画の作成委託ですけれども、3年計画を作るという事で今までも、そういうのがあったということで思い出しましたので、これは2つの委託先があったけれども、これが1つになったという事ですけど、こういうものを自力で自分たちのやってきた事を、自分たちで評価してという事で委託をしないでやれるものなのか。それはやれないものなのか。委託することのメリットとか、それから実際に、その調査などは委託するけれど計画づくりは、きちんと自力でやるような

方向で考えているのかどうか。丸ごと全部計画から何から全て任せることになるのか、その辺お願いします。

それから障害者サービス移送委託料、それからもう一つの移送の委託料、具体的に私聞いたのです。課長の説明、全く移送移送というけれども何を移送するんだという、移送サービス移送サービスというけれども、何だろうというのがあるんですよ。買い物で連れて行く移送なのか、病院に連れて行く移送なのか。それが1回につき幾ら掛かって、年間このくらいと予想されるので440万円くらいになります。という事の説明を私はして欲しかった。それから移動支援事業委託料という事でも、ハート釧路に頼んで知的障害者が通ってくる部分かなど。二階でやっている部分、それも誰が運んできて移送して週何回で、年間このくらい掛かるから60万円だという事で具体的にそういう事の答弁をお願いします。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) まず91ページの障害者福祉計画の作成委託につきましては、委託しないで自力で出来ないのかと。それと計画だけでもやる方向でどうなんだというお話でしたけれども、現状は、担当で持っている事務以外に、この計画を自力でアンケートそれらの集計は別にしても、計画の自立についても、難しいところがあって、この計画の作成の委託をお願いをしております。全部計画のお願いをするのではなくて、当然、計画書案を十分担当の方で協議をさせていただきますし、その計画のありようにつきましても、策定委員会がありますので、策定委員会の方針を受けたアンケート調査、それと委員会の方針の障害者計画の素案、そして最終的な委員会で決定を頂いて成案を図りたいというふうに思っております、全て丸投げするのではなくて担当なり、それぞれの関係機関の協力も受けながら、この障害者福祉計画を作成していきたいというふうに考えております。

それと障害者福祉サービス移送委託料につきましては、生活支援ですので、通院、買い物などの支援という事で、時間によって料金設定がされているというふうに考えておりました。確かそうだと思います。最終的に利用実績において清算されるわけですが、大体最終的に420～30万円の最終的な実績になっております。それと移動生活支援事業の委託料につきましては、身体障害者等お話しいただいたとおり、老人福祉センターの2階でやっている活動支援センターに、月曜日から金曜日まで毎日通ってきていただいておりますので、その人たちの自力で来れない方の行きと帰りについて送迎

させていただきます。両方の事業につきましては、社会福祉協議会に以前から委託しております、社会福祉協議会のヘルパーさんが対応していただいております。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) お話を聞いていますと、総額420～30万円、年間60万円という事で、細かいところまでは資料は持ち合わせていないのかなという感じで受止めております。

それで1つだけ聞きたいのですけれども、町内だけの移送なのか、厚岸まで行くのか。その場合のおよそでいいのですけれども、1時間いくら、30分いくらとか、そういう値段設定があれば説明してください。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) 移送につきましては、町内が対象となります。料金につきましては、30分100円ということでご理解をいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

議長(波岡玄智君) 本日はこれをもって延会いたします。

(延会 午後 5時24分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員